

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その6）

令和3年7月21日  
在パナマ日本国大使館

20日、保健省は記者会見において、パナマ各地において夜間外出禁止時間等の変更の措置を実施することを発表しました。その概要は以下のとおりです。

1 ベラグアス県ソナ市、ラ・メサ市、サンティアゴ市  
日曜日の完全外出禁止を解除（7月26日より）

2 チリキ県アランヘ市  
夜間外出禁止時間（毎日）：午前0時から午前4時まで（7月26日より）

3 コロン県ドノソ市  
夜間外出禁止時間（毎日）：午前0時から午前4時まで（7月26日より）

4 パナマ首都圏  
夜間外出禁止時間（毎日）：午前0時から午前4時まで（7月26日より）

以上